

第37回 東大阪市子ども・子育て会議における委員からの意見要旨及び市の回答

案件	意見の要旨	委員	市の回答
	<p>●今後進めていかれる公立保育所4園の0歳児募集停止について、0歳入所を懇願される市民の方もおられると聞かすが、どのように今後進めていくのか。市民の方のご理解や、在園の子どもさんの保護者の方々も不安が多いことと思う。より丁寧な説明と対話が必要に感じる。</p>	竹内委員	<p>●0歳児募集停止につきましては、平成27年5月に策定した「公立の教育・保育施設再編整備計画」に基づき進めているところですが、この計画につきましては、策定後のウェブサイトでの公表はもとより、毎年の保育所の募集に際しての「保育施設案内」において周知してまいりました。また、入所申請の受付時にもお伝えしてきたところです。</p> <p>また、転園をご希望される方、卒園まで残られる方、双方に対しまして、今後の予定などについてご案内していく予定です。</p>
<p>案件(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定について</p>	<p>●2期子ども子育て支援事業計画 概要版の内容について https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/cmsfiles/contents/0000015/15356/2nd.keikaku.gaiyou2.pdf</p> <p>①p9の留守家庭児童育成クラブの需要量と供給量の表において、R2・3年度は不足が多い。それに対応する確保・調整はどうなるのか？ 今後はR4・5年度は、児童人数の減少等で需要量が減少している為、供給量や確保が特段不要となるようだが、積極的な対策をお願いしたい。</p> <p>●②利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの運用について 上記概要版のp12 利用者支援事業の説明は、ただ、子育てサポーターがいること、「今後は子育て世代包括支援センターにおいて相談対応を行う」程度の説明となっている。児童虐待発生予防的な対応では、非常に重要な役割を果たす事業と、対応する専門職となると考えらる。</p> <p>②-1 周知依頼 子育てアプリ等や関係機関で子育て世代包括支援センター共々、子育て家庭に、その周知を浸透させて欲しい。</p> <p>②-2 周知率や利用率 妊産婦へのアンケートや就学前児童家庭のアンケートでの「はぐくむ」(子育て世代包括支援センターの略称)を知っているや利用しているは、どれくらいだったか。</p> <p>②-3 相談内容等 実際西・中・東の各包括センターにはどんな相談内容があるのかについて、会議等で今後可能な範囲で報告いただきたい。質の担保となる研修等予定している様だが、研修の頻度等はどれくらいなのか？</p>	中川委員	<p>●①令和2年度の入会申込にあたって、事前に市立小学校に在籍する児童と来年4月に小学校に入学する保育所や幼稚園等の児童の保護者を対象に入会希望調査を実施しました。入会希望調査の結果や小学校の児童数推計等をもとに待機児童対策が必要な学校と協議し、空き教室や一時利用ができる教室の確保を図ったことで令和2年4月の待機児童は予測より少ない30人となり、待機児童減少に効果がありました。今後も継続して入会希望調査を実施し、早い段階から待機児童対策を行うことで待機児童の解消に取り組んでまいります。</p> <p>●②第2期子ども子育て支援事業計画の概要版には利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの内容の一部のみの掲載となっておりますが、本編P82,83に、より詳しい内容を掲載しています。</p> <p>参考URL： https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/cmsfiles/contents/0000015/15356/5-4syousu.3.4.5.pdf</p> <p>②-1 保健センターでは、妊娠届出時に全妊婦に配布している情報誌「すくすく☆トライ」を用いて「はぐくむ」(子育て世代包括支援センター)の紹介をしています。また、転入時面接や乳幼児健康診査でも同冊子やチラシを用いて周知をしています。子育てアプリにおいては、トップページにて「はぐくむ」の周知を行っています。多くの市民に利用していただけるよう、今後もさらなる周知に努めます。</p> <p>②-2 第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート項目に、「はぐくむ」の周知や利用については含まれていないため、周知率や利用率は不明ですが、今後も啓発に努めます。</p> <p>②-3 3つの包括支援センターでは、妊娠出産についての不安や、子育てや発達についての相談があります。相談の内容については必要に応じて可能な範囲で報告をすることはできると考えております。研修等の予定としましては、子育てサポーターの年間18回の研修を実施しており、その中で、個別相談ケースにおける研修も実施しております。今後も引き続き、より良いサービスが出来るよう知識を深めていきます。</p>
	<p>●第2期子ども・子育て支援事業計画の周知について、色々な市の施設への配布をしているようだが、なかなか目にしないと思う。実際に子育てしている世帯に伝わるように、保育施設や小学校などへの簡易版やお知らせはされないのか？ もしくはSNSも活用される市民も多いとおもうので、ネットの活用もありかと思う。</p>	野中委員	<p>●事業計画の周知につきましては、各福祉事務所、各保健センター、各子育て支援センター、市政情報相談課へ計画書を設置したほか、市のウェブサイトにも計画書と概要版を公開し、いつでも閲覧できるようにしています。</p> <p>参考 URL:https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/0000015356.html</p>

案件	意見の要旨	委員	市の回答
案件(3) 子ども・子育て支援事業計画進捗状況・実績数値について	<p>●留守家庭児童育成クラブについて、【資料2】P5で定員を上回る児童数になっているところも散見されるので、このような「整備」についてはもちろん進めていただきたい。しかし、コロナ禍のもとで三密を避けるということと考えた場合、定員超過のクラブのみが問題ではないように思う。これまでの「定員」数で問題はないのかどうか？学校の教室に比べると、定員超過でなくてもクラブでは「密」な状態が生じているのではないかと懸念される。感染症対策を考慮した定員設定になっているか検討してほしい。</p>	井上委員	<p>●現状としては、クラブ室だけでなく運動場や体育館、図書室等できるだけ広い空間で過ごす時間を設けることにより三密対策を行っていきます。また、アルコール消毒や換気等も適宜行っており、感染症対策に取り組んでいます。「密」な状態が生じないようにするため、留守家庭児童育成クラブの定員数を減らすことにつきましては、入会を希望される児童に一人でも多く入会をしてもらうという方針からこれまでの定員数を元に児童の受入を行っているところです。引き続き、クラブ室においてクラスターが発生することがないよう感染症対策と待機児童対策を合わせて取り組んでまいります。</p>
	<p>●資料2について、p15～19の実績がなかったので、需要量の数値が適確なのか、見えにくいような気がした。[資料1]には記載があるが、[資料2]の根拠のため、記入した方がわかりやすい。</p>	奥野委員	<p>●ご指摘いただきました箇所につきましては、新たな確保方策をとっていない等の理由から記載を省略いたしましたが、実際の需要量と供給量の比較をより容易に行えるよう、今後はより分かりやすい資料となるよう心掛けます。</p>
	<p>●①保育の供給体制について確保方策の表をみて…確保策で民間拡充に企業主導型が含まれているが、他に何が含まれているのか、内訳が知りたい。また、民間拡充を活用した数が相当大きくなっている点について認可保育園などの活用は考えないのか？企業主導型など不安定な形態に頼るのはどうかと思う。</p> <p>●②コロナ禍の中、一時預かりの受入れがしにくい状況になっている事や、つどいの広場の利用制限などで、家庭で子どもを育てている世帯の負担が大きくなっていないのか心配になっている。</p>	川南委員	<p>●①民間拡充は、「企業主導型保育施設」と認可保育施設が定員を超えて受け入れている「受入拡充分」を足したものになります。(内訳は下のとおり) 企業主導型保育事業は、待機児童の解消を図るため、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、内閣府が設置を進めている事業であり、国通知により市町村の事業計画の供給量に含むことができますとなっております。 【内訳】 0歳児 企業主導型 31 受入拡充分 58 計 89 1・2歳児 企業主導型 47 受入拡充分 282 計 329 2号認定(3歳以上) 企業主導型 24 受入拡充分 319 計 343</p> <p>●②ご指摘のとおり、原局でも懸念している事項になります。制限がある中、緊急事態宣言時には電話相談の実施や、各子育て支援センターの動画配信を行うなど対応をしてきました。現在は、利用時間の短縮など一部制限を設けながらも、事業を再開しております。また、子育てサポーターが支援センターやつどいの広場に向向ての育児相談も再開しており、できる限り孤立させないような支援を今後も継続、発展させていきたいと考えております。なお、一時預かり事業(就労型)については感染拡大時期についても実施しておりました。</p>
	<p>●昨年10月より始まった幼児教育・保育の無償化により、「保育の必要性の認定」を受けた1号認定児【新2号認定児】が、預かり保育を利用する場合、一定額まで利用料が無償化されることになった。このことから、資料2で示されている「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」を考える場合、「保育の必要性の認定」を受けた【新2号認定】の制度について検討すべきと考えます。本園では、この4月入園から、新2号認定を受けることを前提で、今まで保育所に通園していた子が1号認定で入園するということが出てきた。まだ制度が始まったばかりで、現状では制度の認知が広まっていない状況だが、今後新2号認定児の人数が、どのように推移するかは検討する必要があると思う。 【新2号認定制度利用の利点】 ・1号認定児なので、希望する園(幼稚園等)に入園することができる。また、他市からでも入園することができる。(2号認定では難しい) 【新2号認定制度利用の欠点】 ・預かり保育の運営内容が園によって異なる。 ・預かり保育利用料の金額が、1日最大450円までしか無償にならない。</p> <p>※新2号制度の問題点 無償化により預かり保育利用者が急増することが考えられるが、園としての体制が整備できないので、就労目的の利用者が増加することで、子育て支援が目的である「リフレッシュ目的や用事」の利用が難しくなった。</p>	竹村委員	<p>●ご意見いただきました新2号制度の問題点につきましては、この制度の課題であると考えております。今後、関係機関からの意見も踏まえ、国等への要望を検討していきたいと考えております。現段階においては、施設での利用調整が認められていることから、施設における調整等での対応をしていただいていると認識しております。</p>

案件	意見の要旨	委員	市の回答
<p>案件(3)</p> <p>子ども・子育て支援事業計画進捗状況・実績数値について</p>	<p>●養育支援訪問事業等</p> <p>全般として、市の子ども・子育て支援施策は公と民の役割を明確にし、過去に比べ、地域の子育て家庭に寄り添う支援が充実したのではないかと思う。また市の少子高齢化、人口減少のもとで「人口の社会増をどう促すか」ということ、東大阪市がいかに子育てしやすく、子どもを産み育てやすいまちになるかに繋げて施策を実施されていると思う。既存の養育支援訪問事業やワンコイン生活サポート事業、ファミリー・サポート・センター事業などが在宅子育て支援にどう有意義な成果があるのか、を数値だけではなく、総括の視点で示してほしい。また様々な施策が実際にどれほど周知されているのか、子育てに役立っているのか、継続的に調査審議してほしい。</p>	<p>中泉委員</p>	<p>●在宅で子育てをしている家庭は少子化、核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が見られます。このような不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、本市では保護者が出向くような取り組みだけでなく、支援する側が働きかけるような子育て家庭に寄り添う支援の充実に努めてきました。</p> <p>アウトリーチ型の支援となる養育支援訪問事業は、児童の養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を主に対象としています。対象世帯の把握経路としては、要保護児童対策地域協議会の関係機関である保健センターや子ども見守り相談センターが乳幼児の健診やさまざまな相談の経過から、継続的な支援を必要とする家庭の中で、子どもの養育に不安を抱える支援が必要な家庭に提案を行い利用につなげています。家庭訪問は、養育に関する知識と技術、子育て経験や養育に関連する専門資格を有する方を募り、市が定める研修を受講した養育支援訪問員が行っています。また、平成30年度から公的機関のみでは把握困難と見込まれる養育に関して不安を抱える就学前の子どもがいる家庭の支援について、委託事業としてホームスタート事業を開始し相談・支援を行っています。支援が必要な家庭を見落とさないよう関係機関が連携しスムーズに支援につなげるための体制整備、養育に不安を抱える家庭が気軽に相談できる事業の案内について、ウェブサイトや広報誌だけに限らずリーフレットの配布など検討してまいります。</p> <p>また、ワンコイン生活サポート事業、ファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員と援助会員を繋ぐことで、援助を必要とする家庭が子育てをしやすい環境を整え、地域全体で子育てを支援していく仕組みづくりを目指しています。ファミリー・サポート・センター事業では、援助を必要とする家庭が安心して依頼できるよう、援助会員の養成時だけでなくフォローアップも含めた講習時間の拡充に努めていきます。また、子育て家庭によってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように会員数のさらなる増加に取り組んでいきます。そのための周知として、子育てアプリ、ウェブサイトや「すくすくトライ」冊子への掲載、及び周知ビラ、ファミサポ通信などの会員への発信等での周知を実施しており、今後も継続発展させてまいります。</p>

案件	意見の要旨	委員	市の回答
案件（４） １・２・３号認定子どもの令和２年度入所状況について	<p>●資料３に関して、待機児童が今年度減少した事は、施設整備等いろいろと尽力された結果だと思ふ。しかし、資料にも書かれているように、一時保育就労型などの利用児童などは、待機児童から除かれていることもあり、現場ではまだまだ、保育所入所希望をされていても入りにくい現状を聞くことが多い。特に、一時保育は一日単位でしか予約をとれず、継続して保育が保証されているわけではないからです。</p> <p>また、市民の方が、願っておられる保育所入所の条件は、いろいろあるが「入れればよい」というのではなく、少なくとも保育内容が子育ての視点と合っていること、近く（小学校区内）であること、兄弟と一緒に通えること、があげられる。数字だけでなく市民の願いにあった内容を満たされての待機児童解消を今後考えてほしい。</p>	竹内委員	<p>●令和２年度の待機児童数は施設整備を進めた結果、昨年度より99名減少して38名となりましたが、未入所児童は392名となっており、保護者が希望する保育施設に入所できないケースは一定程度残っています。今後も保育ニーズに注視しながら保育サービスの拡充に努めてまいります。</p>
案件（３）（４）共通	<p>●資料３の、企業主導型の利用がH30年からR2年迄の増加が著しい。こうした企業型の質の担保や指導について、意見を聞きたい。</p>	中川委員	<p>●企業主導型保育事業には、認可外保育施設として毎年1回の立入調査および巡回支援事業を実施しています。立入調査については、これまで隔年で実施していましたが、令和元年度から毎年の実施に変更しています。また巡回支援事業では、定期的に施設を訪問して、日々の保育について助言等を行っております。これら２つの事業を実施し、保育内容等の確認を実施しております。</p>
その他	<p>●民間保育施設の人材不足は非常に深刻であり、更なる人材確保政策が必要であると感じている。現在行っている人材確保策の充実はもとより、新たな政策を検討し、実施していくべき。</p>	好川委員	<p>●人材確保に向けた取り組みとして令和元年度より東大阪市保育体制強化事業、東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業、東大阪市保育補助者雇上強化事業を実施しています。まずはこれらの事業をより一層、広く周知し、活用していただくことに努めたいと思います。また、今年度は保育のお仕事合同説明会を八尾市と合同で開催しました。広報については、保育士求人サイトに掲載し、多くの方にご参加していただけるように取り組みました。</p>
	<p>●４月以降、コロナ問題で、各学校、園、保育所の状況がどうなっているか、また学童保育所は特に大変と聞いている。そのような現状を意見交換し、課題等早急に話し合える機会があればと思う。</p>	吉岡委員	<p>●新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、各事業においては関係団体、各施設及び事業実施者等と調整を重ね、様々な感染防止対策を講じながら利用者のニーズに答える取り組みを進めてきました。今後もこのような状況下においても子ども達が健やかに育ち、保護者の皆さまが安心して子育てが出来るよう、各事業の運営に取り組んでいきます。</p>